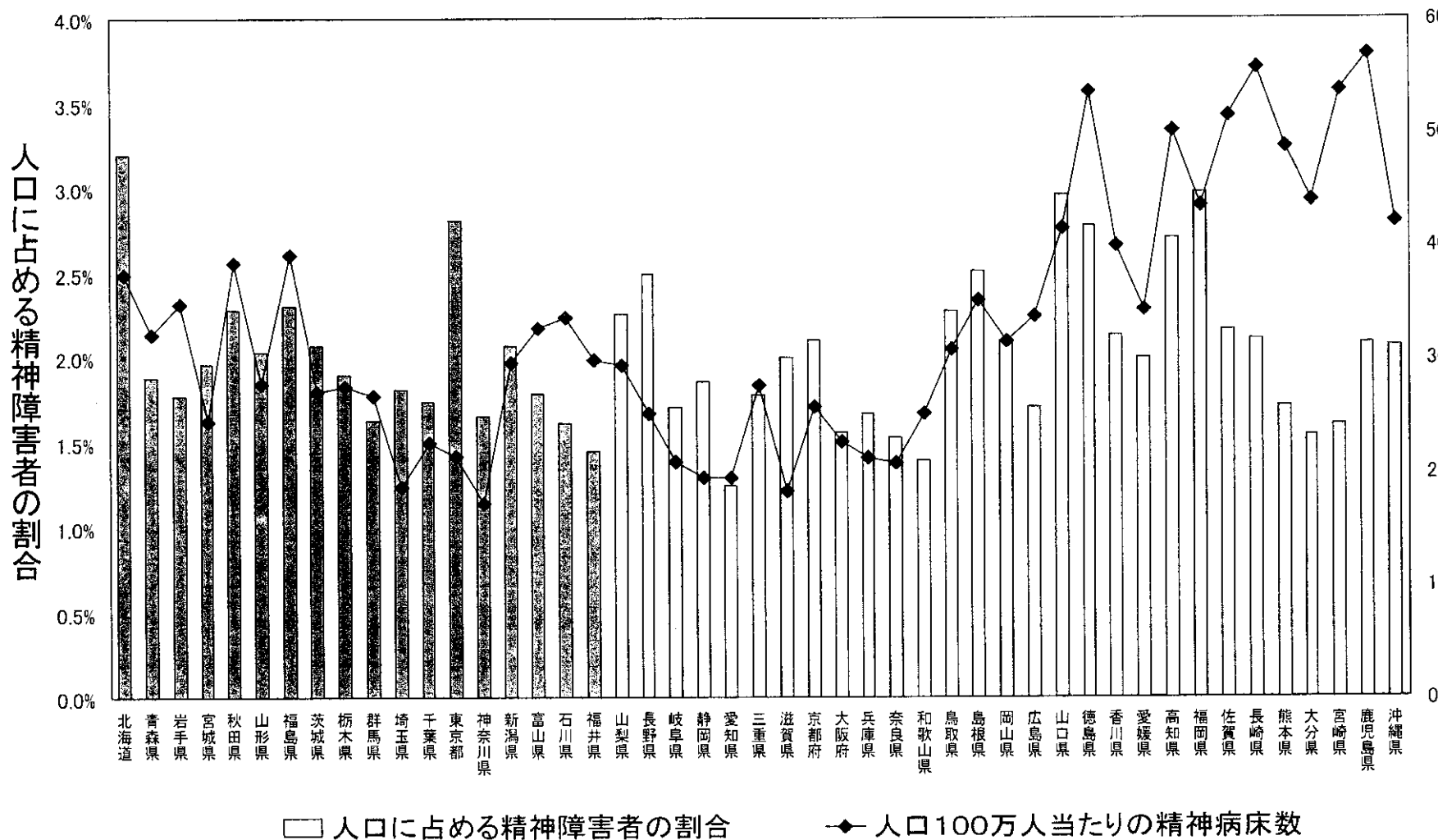


精神病床の基準病床数の算定式

精神障害者数と精神病床数（地域別）

対人口で見た精神障害者数と精神病床数の地域差

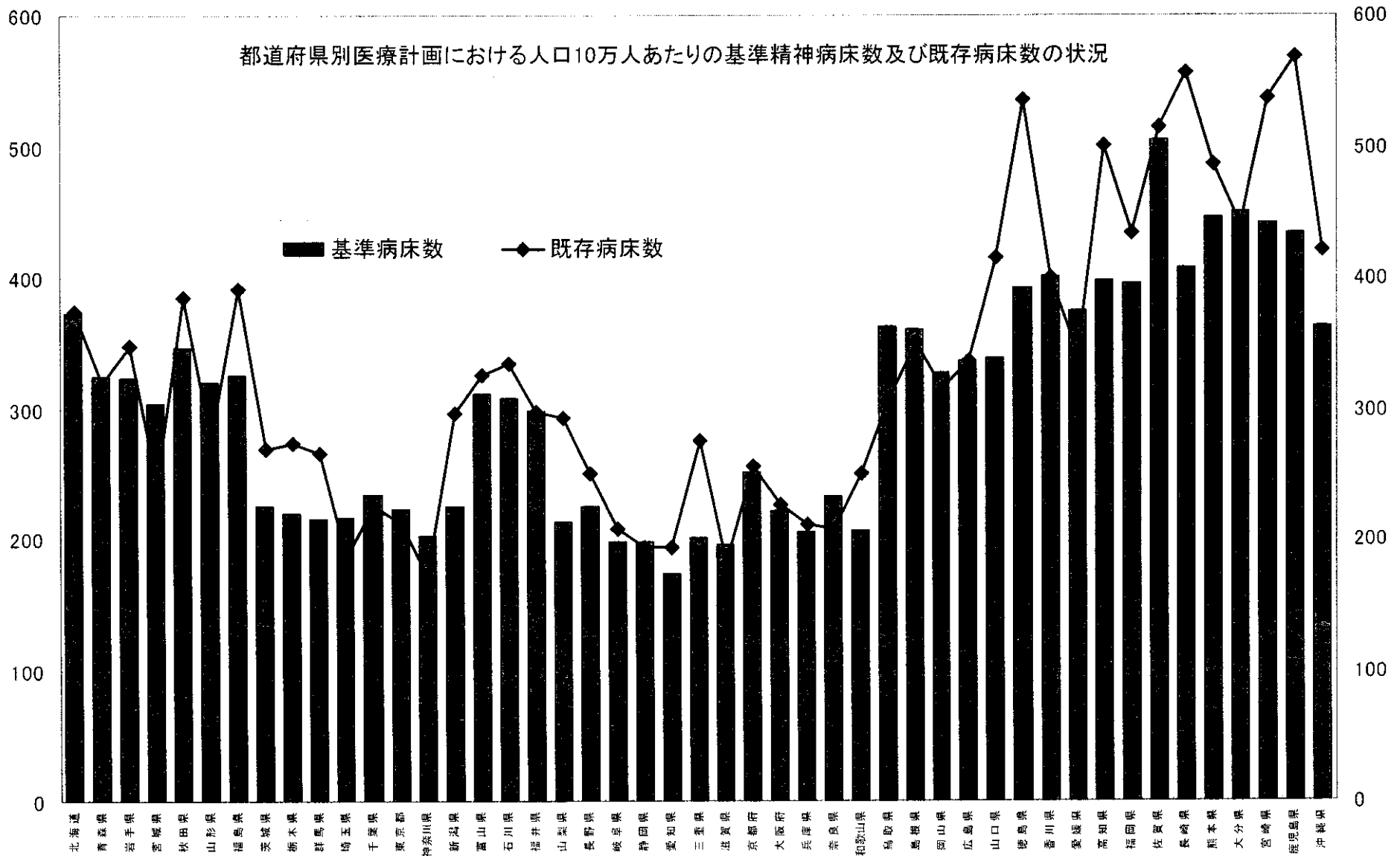


(データ出典) 患者調査(平成14年)総患者数、全国市町村要覧(平成15年)、平成13年推計人口

一般病床・療養病床と精神病床に係る基準病床数の現行算定式の違い

	一般病床・療養病床(二次医療圏の区域ごとに算定)	精神病床(都道府県の区域ごとに算定)
算定式		
基本部分	$(\sum AB' + C' - D') / E \times F = \text{基準病床数(基本部分)}$	$(\sum AB + C - D) / E = \text{基準病床数(基本部分)}$
加算部分	$((\text{都道府県外への流出患者} - \text{都道府県内への流入患者}) / E) \times F \times (1/3) = \text{流出超過加算数}$	$D / E \times 1/3 = \text{基準病床数の加算部分}$
相違点		
改正医療法	第4次医療法改正(H12)で大幅な見直し(第1次医療法改正時の算定式は現行の精神病床に係る算定式と同一)	第1次医療法改正時(S60)の算定式(ただし、入院率、病床利用率は第4次医療法改正で更新)
入院率(B', B)	地域間格差等に対応するため、地方ブロック入院率のほかに、都道府県入院率及び全国基準率を設定 都道府県率 > 全国基準率 の場合 → 全国基準率 都道府県率 < 全国基準率 の場合 → 全国基準率を上限として都道府県率と地方ブロック率の範囲内で都道府県知事が設定	一律に地方ブロック率
平均在院日数推移率(F)	平均在院日数の全国的な短縮化傾向を踏まえ導入	導入なし
加算できる条件	「都道府県外への流出患者 > 都道府県内への流入患者」の場合(流入患者の考慮)	「居住入院患者数 < $\sum AB$ 」の場合(居住入院患者数:当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数)
加算する病床数	$((\text{都道府県外への流出患者} - \text{都道府県内への流入患者}) / E) \times F \times (1/3) = \text{流出超過加算数}$ 都道府県知事は算定式で得た(流出超過加算数)を限度として、適当と認める数を各二次医療圏の基準病床数に加えることができる。ただし、各二次医療圏に加えた数の合計数は、流出超過加算数を超えることができない。	$D / E \times 1/3 = \text{基準病床数(加算部分)}$ 都道府県知事は計算式で得た数を限定として適当と認める数を加えることができる。
備考	A : 当該区域の性別・年齢階級別人口(5歳毎) B' : 当該区域の性別・年齢階級別入院率(5歳毎) C' : 0～他区域からの流入入院患者数の範囲で知事が定めた数 D' : 0～他区域への流出入院患者数の範囲で知事が定めた数 E : 病床利用率(0.84) F : 平均在院日数推移率(0.9)	A : 当該区域の性別・年齢階級別人口(5歳毎) B : 当該区域の属する地方ブロックの性別・年齢階級別入院率(5歳毎) C : 他区域からの流入入院患者数 D : 他区域への流出入院患者数 E : 病床利用率(0.95)

基準病床数と精神病床数(地域別)



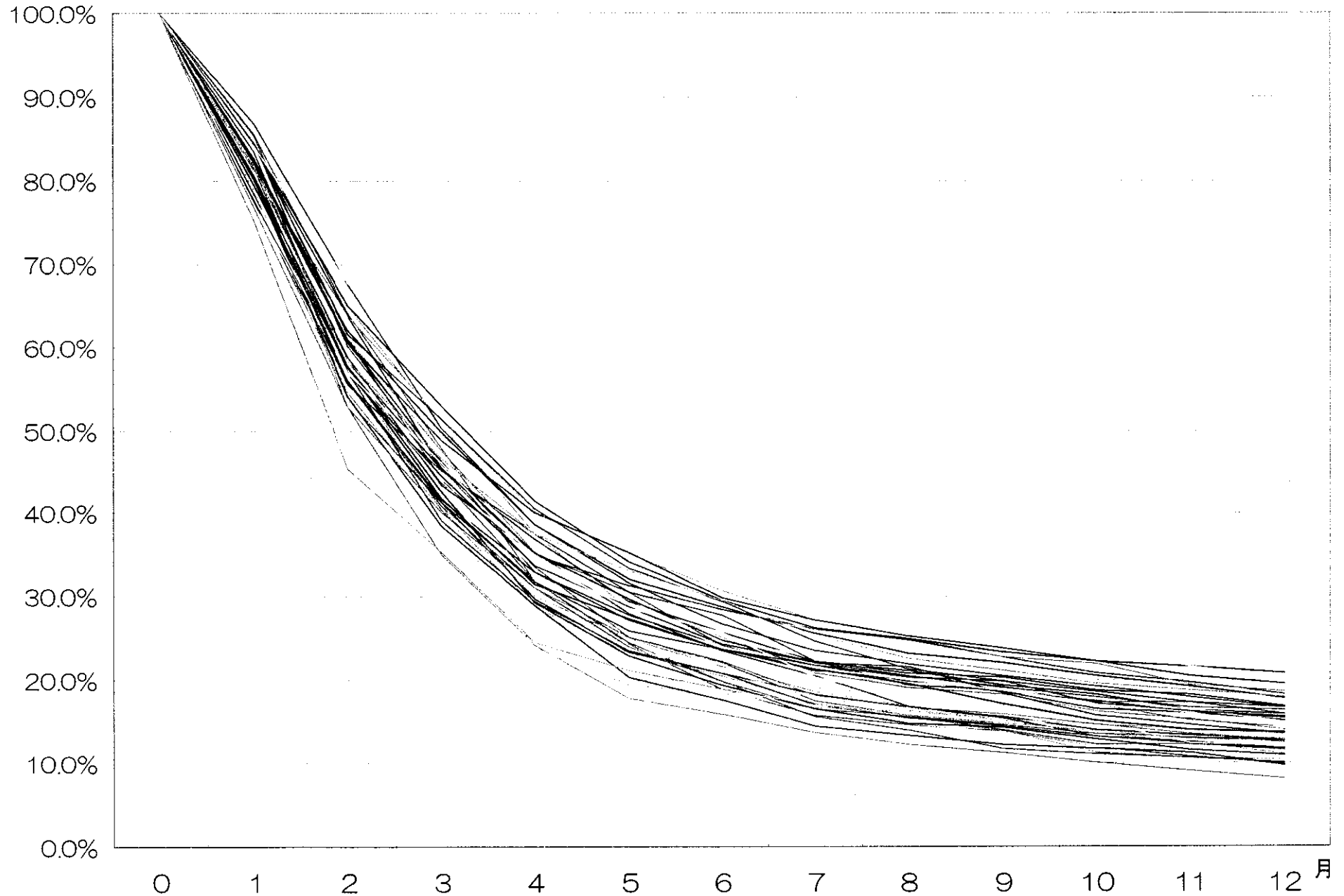
(出典: H14厚生労働省調査+H14推計人口)

精神病床の基準病床数の算定式の方向性

- ① 精神病床の算定式については、患者動向を踏まえ、一般病床・療養病床の算定式と異なった配慮を行う必要があり、例えば、「新たな入院に対応する病床数」と「歴史的長期在院患者等にかかわる病床数」の合計で表す算定式を作成する方法が考えられる。
- ② 「新たな入院に対応する病床数」は、都道府県における新たな入院の発生状況、新たな入院患者の入院期間の他、長期在院とならざるを得ない患者があることも踏まえた算定式であって、入院後1年を経過すると退院・社会復帰が少なくなるという実態を踏まえた算定式とすることが望ましい。
- ③ 「歴史的長期在院患者等にかかわる病床数」は、現在の病床数と患者動向に配慮しつつ、今後の必要な病床数と精神保健福祉対策の改革の方向等を踏まえた算定式とすることが望ましい。

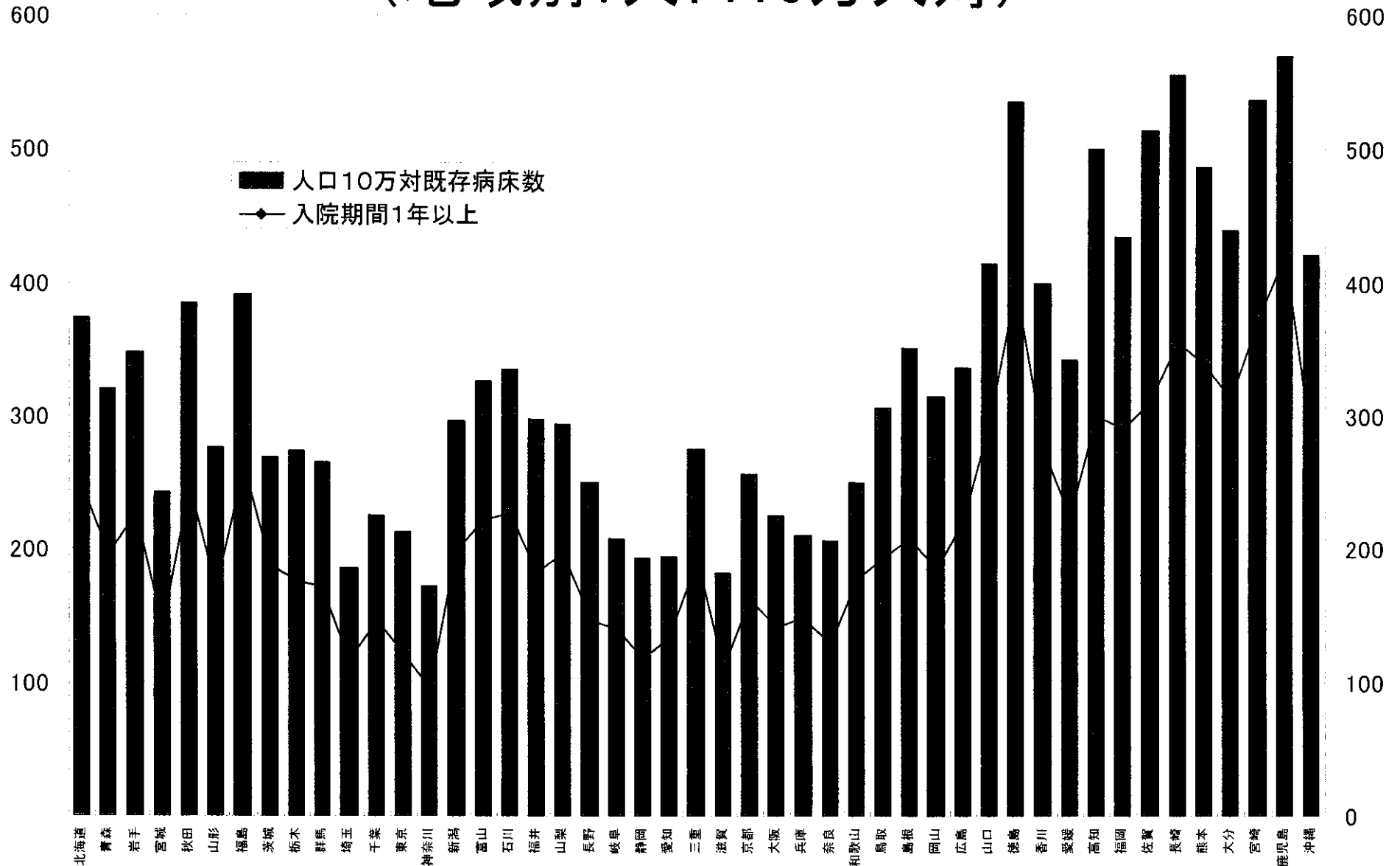
②に関しては政策的に必要とされる病床数、例えば合併症や児童思春期の病床を十分反映していない可能性があり、若干の補正が必要になる場合があり得る。また③に関しては、介護保険制度との関連において検討されるべき対象者が含まれている可能性があり得る。

都道府県別の入院患者残存率(平成13年)



資料:精神保健福祉課調

精神病床数と入院期間1年以上の患者数 (地域別:人口10万人対)



(出典: H14精神保健福祉課調+H14推計人口)